

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014函第22号
事故等種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成26年4月14日 15時40分ごろ
発生場所	北海道釧路市釧路港東南東方沖 釧路埼灯台から真方位119°29.1海里付近 （概位 北緯42°44.00′ 東経144°56.90′）
事故等調査の経過	平成26年5月22日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三十八 ^{ほうまき} 宝亀丸、160トン
船舶番号、船舶所有者等	127137、折笠漁業株式会社
乗組員等に関する情報	漁労長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長及び漁労長ほか8人が乗り組み、釧路港東南東方沖の漁場において、漁労長が、操舵室で操船に当たり、船首を風に立て、可変ピッチプロペラの翼角を0°とし、僅かな前進行きあしの状態で、底びき網の揚網中、平成26年4月14日15時40分ごろ、船尾船底付近から異音及び振動が生じた。 本船は、直ちに機関を停止したが、本船の網が推進器に巻き付いて運航不能となり、近くで操業していた僚船にえい航された後、釧路港外でタグボートに引き渡され、21時30分ごろ釧路港副港に着岸し、船舶所有者手配の潜水士により網が除去された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、釧路港東南東方沖において操業中、本船の網が、船尾船底下に入り込んだことから、推進器に巻き付き、推進器が使用できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、釧路港東南東方沖において操業中、本船の網が、船尾船底下に入り込んだため、推進器に巻き付き、推進器が使用できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 漁労長は、揚網中、網が船底下に入り込むことがないよう、甲板上の乗組員に網の方向等を報告させるなど、網の状態の確認を十分に行うこと。